

確定申告の流れ

基本的な計算方法から、申告・納付の方法まで、順番に確認します。

消費税額を計算する

消費税の税額を計算し、申告書①欄から⑩欄までと、付表5を記入します。

→詳細は9～16ページ

step.1 課税売上高の合計を計算する
(課税売上高計算表〔表イ〕)

$$\text{売上金額} - \text{課税売上げに} = \text{課税売上高} \\ \text{ならないもの} \quad \text{(税込み)}$$

step.2 課税標準額を計算する(申告書①)

$$\text{課税売上高} \times \frac{100}{108} = \text{①課税標準額} \\ \text{(税込み)}$$

step.3 消費税額を計算する(申告書②)

課税標準額に税率を掛けて、消費税額を計算します。

$$\text{①課税標準額} \times 6.3\% = \text{②消費税額}$$

step.4 貸倒回収に係る消費税額を計算する(申告書③)

※ 該当する場合に計算します。

step.5 返還等対価に係る税額を計算する(申告書⑤)

※ 該当する場合に計算します。

step.6 控除対象仕入税額の基礎となる消費税額を計算する(付表5①～④)

$$\text{消費税額} + \text{貸倒回収に} - \text{返還等対価に} = \text{基礎となる} \\ \text{係る消費税額} \quad \text{係る税額} \quad \text{消費税額}$$

■ 営む事業が1種類の場合

step.7 控除対象仕入税額を計算する
(付表5⑤・申告書④)

$$\text{基礎となる} \times \text{営む事業の} = \text{④控除対象仕入税額} \\ \text{消費税額} \quad \text{みなし仕入率}$$

■ 営む事業が2種類以上の場合

step.8 事業区分ごとに、それぞれの課税売上高(税抜き)を計算する(付表5⑥～⑫)

$$\text{事業区分ごとの} \times \frac{100}{108} = \text{事業区分ごとの} \\ \text{課税売上高(税込み)} \quad \text{課税売上高(税抜き)}$$

step.9 事業区分ごとに、その事業が占める売上割合を計算する(付表5⑬～⑰)

$$\text{事業区分ごとの} \div \text{課税売上高の} \times 100 = \text{事業区分ごとの} \\ \text{課税売上高(税抜き)} \quad \text{合計額(税抜き)} \quad \text{売上割合}$$

step.10 事業区分ごとに、それぞれの消費税額を計算する(付表5⑱～㉑)

$$\text{事業区分ごとの} \times \frac{6.3}{108} = \text{事業区分ごとの} \\ \text{課税売上高(税込み)} \quad \text{消費税額}$$

Q. 売上金額には何が含まれますか？

A. 営業・農業などの事業所得に係る売上金額、不動産所得に係る売上金額の他、業務用固定資産の売却代金なども含まれます。

課税標準額の計算には、課税売上高計算表〔表イ〕を使用します。

控除対象仕入税額の計算には、控除対象仕入税額の計算表〔付表5〕を使用します。

Q. 事業区分と、区分ごとのみなし仕入率を教えてください。

A. 以下のとおりです。

事業の内容	事業区分	みなし仕入率
卸売業	第1種	90%
小売業	第2種	80%
製造業等	第3種	70%
その他の事業	第4種	60%
サービス業等	第5種	50%
不動産業	第6種	40%

詳しくは、12ページをご覧ください。

step.11 控除対象仕入税額を計算する方法を選択する（付表5⑳～㉔）

<原則>（付表5㉔）

$$\begin{array}{cccccccc} & \text{第1種事業の} & \text{第2種事業の} & \text{第3種事業の} & \text{第4種事業の} & \text{第5種事業の} & \text{第6種事業の} & \\ & \text{消費税額} & \text{消費税額} & \text{消費税額} & \text{消費税額} & \text{消費税額} & \text{消費税額} & \\ \text{基礎となる} & \times 90\% & + & \times 80\% & + & \times 70\% & + & \times 60\% & + & \times 50\% & + & \times 40\% & = & \text{控除対象} \\ \text{消費税額} & & & & & & & & & & & & & & \text{仕入税額} \\ & & & & & & & & & & & & & & \\ & & & & & & & & & & & & & & \text{事業区分別の消費税額の合計額} \end{array}$$

<特例1> 1種類の事業の課税売上高が、全体の75%以上を占める場合（付表5㉑）

<特例2> 2種類の事業の課税売上高の合計が、全体の75%以上を占める場合（付表5㉒～㉔）

○事業の種類ごとに区分していない場合

区分していない事業の課税売上高については、その区分していない事業のうち最も低いみなし仕入率で、控除対象仕入税額を計算します。

⇒具体的な計算方法は13ページをご覧ください。

step.12 控除対象仕入税額を決定する（付表5㉕・申告書④）

step.13 貸倒れに係る税額を計算する（申告書⑥）

※貸倒れが生じた場合に計算します。

step.14 控除税額小計を計算する（申告書⑦）

控除対象仕入税額、返還等対価に係る税額、貸倒れに係る税額の合計額（申告書④、申告書⑤、申告書⑥の合計額）を計算します。

step.15 差引税額又は控除不足還付税額を計算する（申告書⑨又は申告書⑧）

$$\text{②消費税額} + \text{③貸倒回収に係る消費税額} - \text{⑦控除税額小計} = \begin{array}{l} \text{⑨差引税額} \\ \text{又は} \\ \text{⑧控除不足還付税額} \end{array}$$

※申告書②消費税額+③貸倒回収に係る消費税額-⑦控除税額小計の計算結果がマイナス（負の値）となる場合には、申告書⑧控除不足還付税額を記入します。

step.16 中間納付税額がある場合に記入する（申告書⑩）

step.17 納付税額を計算する（申告書⑪）

又は

step.18 中間納付還付税額を計算する（申告書⑫）

step.19 平成30年分の課税売上高と、基準期間（平成28年分）の課税売上高を記入する（申告書⑮⑯）

貸倒れが生じた場合

貸倒れが生じた場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存しておかなければ、消費税額の控除が受けられません。

Q. 還付申告となるのは、どのような場合ですか？

A. 簡易課税制度の場合は、中間申告に係る税額が、確定申告での税額を上回った場合などです。

地方消費税額を計算する

地方消費税の税額を計算し、申告書⑰欄から⑳欄までを記入します。

⇒詳細は16～17ページ

step.20 地方消費税の課税標準となる消費税額を転記する（申告書⑮又は申告書⑰） 申告書⑨差引税額又は申告書⑧控除不足還付税額を転記します。

step.21 譲渡割額（納税額）又は譲渡割額（還付額）を計算する（申告書⑳又は申告書⑱）

$$\begin{array}{l} \text{⑩差引税額} \\ \text{又は} \\ \text{⑰控除不足還付税額} \end{array} \times \frac{17}{63} = \begin{array}{l} \text{⑳納税額} \\ \text{又は} \\ \text{㉑還付額} \end{array}$$

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等



step.22 中間納付譲渡割額がある場合に記入する（申告書⑪）

step.23 納付譲渡割額を計算する（申告書⑫）

又は

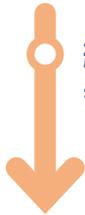
step.24 中間納付還付譲渡割額を計算する（申告書⑬）

step.25 消費税及び地方消費税の合計税額を計算する（申告書⑭）

$$\left(\text{①納付税額} + \text{⑫納付譲渡割額} \right) - \left(\text{⑧控除不足還付税額} + \text{⑫中間納付還付税額} + \text{⑬還付額} + \text{⑭中間納付還付譲渡割額} \right) = \text{⑭消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額}$$

その他の項目を記入する

→詳細は 18～19 ページ



納税地・屋号・マイナンバー（個人番号）・氏名や付記事項・参考事項などを記入する

申告と納付

申告書の提出と、納付を行います。

→詳細は 21 ページ



申告書を提出する

確定申告書の提出方法は 3 通りあります。

1. 郵便又は信書便により、住所地等の所轄の税務署に送付する。
2. 住所地等の所轄の税務署の受付に提出する。
3. e-Tax で申告する。

消費税及び地方消費税を納付する

納付方法は 5 通りあります。

1. 振替納税を利用する。
2. e-Tax で納付する。
3. クレジットカードで納付する。
4. コンビニエンスストアで納付する。
5. 現金に納付書を添えて納付する。

振替納税とは

振替納税は、あらかじめ指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納税額が引き落とされる大変便利な制度です。
なお、振替納税のお申込みは 28 ページ「振替納税の新規（変更）申込み」をご利用ください。

提出が必要な書類については、5 ページを参照してください。

（参考）平成 31 年（2019 年）分の中間申告・納付について

平成 30 年分の確定消費税額（申告書⑨欄の差引税額）が 48 万円を超えた方は、次の区分に応じて平成 31 年（2019 年）分の中間申告・納付が必要となります。

- ・「48 万円を超え 400 万円以下の方（年 1 回の中間申告・納付）」
- 平成 30 年分の確定消費税額の 6/12 の消費税額とその 17/63 の地方消費税額を平成 31 年（2019 年）9 月 2 日（月）までに申告・納付してください。
- ・「400 万円を超え 4,800 万円以下の方（年 3 回の中間申告・納付）」及び「4,800 万円超の方（年 11 回の中間申告・納付）」

申告・納付期限等につきましては、所轄の税務署にお尋ねください。

※ 消費税の中間申告書を提出する必要がある事業者は、消費税の中間納付税額の 17/63 の金額を地方消費税の中間納付税額として、消費税の中間申告と併せて申告・納付しなければなりません。

任意の中間申告制度について

前年の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が 48 万円以下の方（中間申告義務のない方）であっても、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する 6 月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付できます。

平成 31 年（2019 年）分の 6 月中間申告対象期間の末日は平成 31 年（2019 年）6 月 30 日（日）ですので、平成 31 年（2019 年）分の中間申告から適用を受けようとする場合には、同日までに当該届出書を所轄税務署長へ提出してください。

※ 中間納付税額は、前年の確定消費税額の 6/12 の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

消費税及び地方消費税は、最終的には消費者が負担する、預り金的な性格を有する税です。
申告と納付は、期限内に正しく行ってください。